

沖ト協発第153号
平成27年12月7日

運送事業者各位

(公社)沖縄県トラック協会
会長 佐次田 朗
(公印省略)

平成27年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

拝啓 師走のみぎり、ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しましては格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、沖縄総合事務局運輸部長から別紙のとおり通知があります。

この安全総点検は、年末年始の輸送等の繁忙期において、自動車輸送機関等について総点検を実施し、輸送の安全に万全を期することを目的としております。趣旨ご理解のうえご協力をお願い申し上げます。

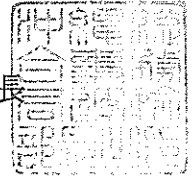
つきましては、業務多忙の折誠に恐縮ですが、別添の実施細目に基づき実施するとともに、安全総点検期間中に実施した事項について、**別添の様式1-4(トラック)**に記入のうえ、**平成28年1月12日(火)までに**、(必着)FAX等当協会あてご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

府運企画第130号
府運総航第400号
府運監指第179号
府運車安第424号
平成27年11月27日

公益社団法人沖縄県トラック協会 会長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長



平成27年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平成27年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱に基づき、当局における自動車輸送に係る実施細目を別添のとおり定めたので、貴組合傘下の組合員に対し周知徹底を図るとともに、本総点検が適正に実施されるよう指導願います。

また、本期間中に実施した事項については、貴組合にてとりまとめのうえ、別紙1（様式3-1 関係）の実施結果報告書にて平成28年1月15日（金）までに運輸部監査指導課あて報告されるよう併せてお願いします。

平成27年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（自動車関係）

内閣府沖縄総合事務局運輸部
陸上交通課・監査指導課・車両安全課

輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

1. 期間

平成27年12月10日（木）～平成28年1月10日（日）

2. 点検事項

(1) 重点点検事項

- ① 健康管理体制の状況
- ② 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ③ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

(2) 点検事項

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナルの保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安全確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策の実施状況

3. 安全総点検実施項目

安全総点検実施項目については別紙のとおり

4. 実施要領

(1) 事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び安全総点検実施項目を示し、総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握

し、総点検において発見された不備事項について、早期に適切な措置を行うこと。

- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を「様式1」により、沖縄総合事務局長あてに平成28年1月15日（金）までに報告すること。

※点検表送付先：沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(2) 沖縄総合事務局による事業者における点検事項実施状況の点検

- ① 沖縄総合事務局による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下、「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。
- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか現場機関も訪問するなどにより全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「2. 点検事項」に係る点検実施状況は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえつつ、更なる点検を行うよう努めるものとする。

(3) 街頭の検査等

- ① 陸運事務所及び運輸事務所は、街頭車両検査等について、自動車権検査独立行政法人、関係行政機関等と調整の上、必要な指導及び処分を行うこととする。
実施状況については、平成28年1月15日（金）までに「街頭検査の実施状況（様式3-2）」により報告すること。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対しては、街頭監査を実施し、特に訪日外国人観光客を輸送する一般貸切旅客自動車運送事業者について、乗客等の安全確保状況を確認する。

5. 重大事故の速報

総点検期間中に自動車事故報告規則に基づく重大事故が発生したときは、下記の連絡先に事故の概要を速報すること。

ただし、夜間及び休日等において重大事故が発生した場合には、自動車事故速報体制によることとする。

〈連絡先〉

内閣府沖縄総合事務局運輸部監査指導課

〒900-0006

住 所 那覇市おもろまち2-1-1

電 話 098-866-1837

FAX 098-860-2369

自主点検表(トラック)

事業所名: _____

点検実施日: _____

| 重点点検事項 | | 点検結果 | 問題点があればその内容と講じた措置等 |
|--|---|------|--------------------|
| 1. 健康管理体制の状況 ※1.(1)について、認識している場合は「○」を。認識していない場合は「×」を記入下さい。また、1.(6)(7)については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」を。実施していない又は検討していない場合は「×」を記入下さい。 | | | |
| (1) ※ | 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の健康管理の必要性を認識しているか。 | | |
| (2) | 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。 | | |
| (3) | 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。 | | |
| (4) | 乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。 | | |
| (5) | 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを運転者に周知しているか。 | | |
| (6) ※ | 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。 | | |
| (7) ※ | 運転者の健康増進・管理を支援し確実なものとするため、日常の健康管理や運転者の体調異常やその前兆の検知等に資する機器等を導入しているか。 | | |
| 2. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況 | | | |
| (1) | 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。 | | |
| (3) | 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。 | | |
| 3. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況 | | | |
| (1) | 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。 | | |
| (2) | 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。 | | |
| (3) | 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。 | | |
| (4) | 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。 | | |
| 点検事項 | | 点検結果 | 問題点があればその内容と講じた措置等 |
| 1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況 | | | |
| (1) | 点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実にしているか。 | | |
| (2) | 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| (3) | 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。 | | |
| (5) | 過積載運行等の防止を図っているか。 | | |
| (6) | 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等)の防止が徹底されているか。 | | |
| (7) | 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。 | | |
| 2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況 | | | |
| (1) | コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。 | | |
| (2) | トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。 | | |
| (3) | 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。 | | |
| (4) | 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。 | | |
| (5) | 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者連絡するよう運転者に指導しているか。 | | |
| 4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況 | | | |
| (1) | 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築しているか。 | | |
| (2) | 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡通報体制、避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。 | | |
| (3) | 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。 | | |
| (4) | 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。 | | |
| 5. テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況 | | | |
| (1) | 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。 | | |
| (2) | 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。 | | |
| 6. 新型インフルエンザ等対策の実施状況 | | | |
| (2) | 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。 | | |
| (3) | インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。 | | |

| 点検項目 | 実施回数 | 備考 |
|------------------------------|------|----|
| 総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数 | | |

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。